

# 出産費用について

出産費用のお支払いについては、**直接支払制度**のご利用をお勧めしています。  
直接支払制度をご利用されると、退院の支払いが**50万円差し引かれます**。  
尚、ご利用に当たっては、事前に**意思確認書類**の提出と、入院時に有効な**健康保険証**  
**(マイナ保険証)**の確認が必要です。  
お支払いには、**クレジット** (1回払い・リボ払い)、**PayPay** でのお支払いが可能です。

## ◎正常分娩 (5泊6日) の場合

59万円～62万円 (時間外、休日割増しなし)

## ◎帝王切開手術 (5泊6日) の場合

63万円～64万円 (保険負担分を含む)

- \* 保険診療の有無、指導料、材料費等により金額が異なる場合があります
- \* 入院費には産後1ヶ月健診までの外来での指導料が含まれています
- \* 出産一時金 (50万円) 直接支払い制度ご利用により差額のみのお支払いとなります
- \* 入院中の購入品は退院時に精算させていただきます
- \* 産科医療補償制度掛金は出産一時金に含まれています

## ◎個室差額料金および分娩前入院・入院延期料金

広い個室 + 5,000円/日

分娩前入院 + 5,500円/日

退院延期(1日) 15,000円/日 (\* 1泊2日 30,000円)

保険適用入院はこの限りではありません

☆費用については変更することがあります。[ホームページ](#)でご確認ください。

《出産育児一時金とは》

分娩・入院費用は基本的に健康保険がきかず高額の自費出費になります。この負担を軽減するために健康保険組合から給付されるのが出産育児一時金です。どの健康保険組合に加入していても、一律50万円が支給されます。支給方法として以下の2通りがあります。

- ・ 医療機関等への直接支払制度：医療機関と利用するという合意文書を交わし、医療機関が申請  
→医療機関に直接支給のため、退院時の支払いの負担が軽減されます
- ・ 事後申請：医療機関と利用しないという合意文書を交わし、産後2加入の保険組合に本人(家族)が申請  
→本人に支給されるため、退院時の支払いは自己負担となります

※ 詳細については当院受付または加入の健康保険組合までお問い合わせください